

6 一般財団法人 茨城県民生委員児童委員協議会事務局規程

第1条 定款第40条の規定に基づき設置する事務局の運営は、本規程の定めるところによる。

第2条 事務局に次の職員を置く。

事務局長 1 名

書記 若干名

第3条 職員は、会長が任免または委嘱する。

第4条 事務局長は、会長の命を受けて所掌事務を総轄し、所属職員を指揮監督する。

第5条 事務局の事務処理に必要な細則は、会長が別にこれを定める。

付 則

1 この規程は、昭和52年12月1日から施行する。

付 則

1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。